

令和3年3月1日

お客様各位

兵庫みらい農業協同組合

緊急事態宣言解除による店舗営業体制の変更について

平素は当組合の各事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、本県の新型コロナウイルス感染症に係る再度の緊急事態宣言が、2月28日付けで解除された事を受け、当組合では、引き続き組合員や地域の皆さまの健康と安全を考慮し、更なる感染防止に努めるため、下記のとおり店舗営業体制を変更する事といたします。

1. 職員の交代勤務体制を「令和3年3月1日(月)から通常勤務体制」とします。
2. 渉外担当者、LA担当者による訪問活動は、事前にご了承をいただいた上で、体調管理をおこなった職員が訪問いたします。
3. 店舗営業時間は、引き続き 9:00～15:00 とします。

ご来店時にはマスクの着用をお願いするとともに、ロビーでは他のお客様との間隔をお取りください。また、お振込、現金の入出金等、お近くのATMのご利用をお願いします。あわせてJAネットバンクのご利用もご検討下さい。引き続き感染防止へのご協力をお願いいたします。

皆様にはご不便とご迷惑をおかけいたしますが、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

以 上